

事務作業、部活が負担

教員の働き方改革 県と市町村 多忙解消策を協議

社会的な問題となっている教員の長時間勤務を解消しようと、県は市町村と連携し、学校現場の環境整備や働き方改革に乗り出す。県内の小中学校教員は毎日平均約3時間の時間外労働を担っており、県は「教員の負担軽減が喫緊の課題」と力を込める。文部科学省の委託を受け、伊奈町の小中学校2校で勤務の現状把握や業務改革を実施。2017年度から3年間かけて効果を測る。(坂本圭)

28日にさいたま市内で初めて開かれた「教員の働き方改革推進プロジェクト委員会」では、同町の取り組みを参考にしながら有識者らが意見を交わした。年4回の会議での

協議内容を基に、最終的に県として具体的な業務改善目標を策定する。同町立小室小学校と同小針中学校では、改善目標の策定のほか、資料や文書の作成など事務作業をする業務アシスタントを各校に2人ずつ配置し、教員の負担軽減に取り組んでいる。早めの帰宅や意識改革を促す「カエル会議」では、民間コンサルタントの助言を受けながら教員らが業務改善策を話し合う。行事のマニユアルの整理や指導案の共有化など、実現に向けて動いているという。

タイムカード導入も

中教審 勤務時間管理を提言

長時間労働が深刻な教員の働き方改革を議論している中、教審の特別部会が、具体策を盛り込んだ緊急提言をまとめ、国や教育委員会などに実施を求める方針であることが28日、関係者への取材で分かった。提言は学校現場へのタイムカードや留守番電話の導入、部活動の休養日の設定など、勤務時間の管理徹底を図ることが柱。28日の会合で了承する。

県が16年6月に行った教員の勤務状況調査によると、平日1日当たりの在校時間は小学校で平均11時間18分、中学校で11時間32分になる。公立校教員の勤務時間は1日7時間が45分と規定されているが、小中学校共に45分間の昼休みを除いても平均約3時間の時間外労働が常態化している。調査は県内82市町村の小中学校各1校を抽出し、教員約2000人を対象に16年6月1ヵ月間の勤務状況を聞いた。勤務時間以外の在校時間の平均(1日当たり)は、中学校で40代の教員が2時間40分であるのに比べ、20代の教員が3時間43分と、若手ほど在校時間が長い傾向がある。勤務時間外に行う業務では、小学校では授業準備(44.2%)をはじめ、連絡帳の記入や学級通信の作成といった学

級経営(25.6%)が主で、中学校では授業準備(32.2%)に次いで部活動指導(24.7%)が大きな割合を占めている。重点モデル地域になっている伊奈町教育委員会は、授業以外に教員が担う業務が多く、子どもと向き合う時間が十分に取れないことや、勤務時間外の在校時間が長い上に仕事を持ち帰る状況があることなどを課題に挙げている。

教員にタイムカード

加説

中教審 長時間労働解消へ提言

教員の長時間労働の解消に向けた対策を検討している中央教育審議会の特別部会は29日、タイムカードを使った勤務時間の管理や、事務作業を代行する専門スタッフの配置などを盛り込んだ緊急提言をまとめた。文科省は提言を受け、来年度予算の概算要求にあわせて具体的な対応の検討を進める。

長や教育委員会に対し、すべての教職員の勤務時間を客観的に把握するよう求めた。その方策として、タイムカードや、ICT（情報通信技術）を活用して退勤時間を記録できるシステムの導入などを促した。文科省の2016年度調査では、タイムカードなどを使い、勤務時間を管理している小中学校は3割弱にとどまっている。

提言ではこのほか、勤務

時間外に学校にかかってくる電話の対応で勤務が長引かないように、留守番電話の設置やメールでの対応も提案。教員が休む時間を確保するため、夏休みなどの

長期休暇中に「学校閉庁日」を設ける対策も示した。一方、文科省に対しては、教員が授業などに集中できるように、学習プリントの印刷や授業準備といった事務作業を支援するスタッフや、教員や保護者の法的な相談にのったり助言したりする弁護士との「スクールロイヤー」の配置を進めるよう求めた。

今回の提言に対し、教育

関係者でつくる「教職員の働き方改革推進プロジェクト」のメンバーらは同日、東京都内で記者会見し、呼びかけ人の内田良・名古屋

大准教授は「時間管理への意識が乏しい学校現場でタイムカードの導入は大きな一歩になる。現場の意識改革が重要だ」と話した。

教員の多忙 対策進む

6/3読売

部活の朝練禁止

夜間は留守電に

各地で取り組み

文科相諮問

松野文部科学相は22日、中央教育審議会（中教審、会長＝北山禎介・三井住友銀行取締役）の総会で、教員の「働き方改革」について、長時間勤務の解消に向け実効的な対策の検討を諮

B

6月21日



職員室の白板には、早めの退勤を促すよう赤字で「ゆとりの日」と書かれた（21日、大阪市立東中学校で）

0月行要予定表 16金別しる巻

問した。文部科学省は年内に中教審から報告を受け、緊急対策をまとめる。

諮問理由では、学習指導

や生徒指導、部活動など、

学校や教員への多様な期待

が長時間勤務の要因だと指

摘。学校や教員が本来担う

べき業務の選別、部活動指

導員など専門スタッフとの

役割分担、管理職の多忙解

消策などの検討を求めた。

「保護者の協力必要」

教員の働き方改革の取り

組みは各地で進みつつあ

る。

愛知県教委は3月、勤務

時間外の在校時間が月80時

間を超える教員を段階的に

減らし、2019年度まで

にゼロを目指すと言った。

「月80時間」は、厚生

労働省が脳卒中や心疾患で

労災認定される目安として

示す「過労死ライン」。県

教委の15年度調査では小学

校で約1割、中学校で約4

割の教員が超えていた。

愛知県豊橋市教委が今年

度、打ち出したのは部活動

の朝練の禁止だ。市立南

稜中では、教職員約50人の

大半が部活顧問を務め、昨

年度、勤務時間外の在校時

間が月80時間超だったのは

約20人に上ったが、今年度

は15人ほどに減った。ただ

「午後8時まで」全員退勤

の目標にはまだ遠い。「教

員の増員も含めた対策が必

要ではないか」と小出志郎

校長は話す。

横浜市では、夜間、留守番

電話に切り替え、日中にか

け直すよう伝言を流す小中

学校が増えている。「明日の

持ち物は何か？」といった保

護者からの問い合わせへの

対応で教員の退勤時間が遅

れないようにするためだ。

市立笠間小は午後6時以

降、留守番電話に切り替え

る。以前は電話対応で退勤

が午後10時を過ぎる教員も

いたが、午後9時頃には全

員退勤できるようになっ

た。黒田由希子校長は「保

護者に長時間労働の実態を

説明し、協力してもらうこ

とも大切だ」と強調する。

大阪市教委は今年度、週

1日を「ゆとりの日」として

教員の退勤時間を早めるよ

運動部に休養日

区市町村の4割

文部科学省は22日、公立

中学、高校の運動部活動に

「休養日」の基準を設けて

いる区市町村教育委員会は

3月末現在、42・9%（速

報値）にとどまると発表し

た。昨年の前回調査より14

・2割増加したが、文科省

は「不十分だ」としている。

調査は47都道府県と20政

令市、1718区市町村の

教委を対象に実施した。都

道府県の教委では87・2%

（前回比14・9割増）、政

令市では70%（同15割増）

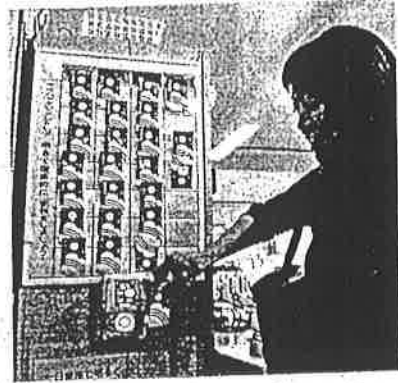
が休養日を設けていた。

教員の勤務時間に上限も

小中学校の働き方改革

小中学校教員の長時間労働を防ぐため、都道府県・政令市の教育委員会のうち半数近くの31教委が、指針や計画に在籍時間の上限などの数値目標を盛り込んでいることが読売新聞の調査でわかった。決まった時刻に全員が仕事を終えて退勤する「定時退勤日」や、お盆などに教員らが出勤しない「学校閉庁日」の設定と合わせ、勤務時間に一定の制限を設ける動きが広がっている。

(中谷和義、横山航)



退勤時間を記録し、職員室を出入る教員(岐阜市立早田小)

調査は8月1日時点。47都道府県と20政令市の計67教委を対象に指針や計画のほか、通知などで示した働き方改革の対策を尋ねた。公立小中学校を直接管轄するのは区市町村教委だが、都道府県教委の指針や計画

にならうケースが多い。数値目標を挙げたのは22都道府県と9政令市。超過勤務時間については秋田、福島、長野県、新潟市などが「月45時間以内」を掲げた。民間企業などに適用される労働基準法で時間外労働の上限が原則、月45時間となっているのこそうえた形だ。秋田県教委総務課は「厳しい数値目標だが、教員の意識改革を図り、効率的な働き方を実現するきっかけにしたい」と話す。

現状との比較で「1割以上削減」(新潟県)、「3年間で20%削減」(京都府)などと削減率を示した例も

長時間労働防止の対策として教育委員会の指針や計画に盛り込まれているか (8月1日時点)

【都道府県】	勤務時間などの数値目標	学校閉庁日	定時退勤日
北海道	○	○	○
青森県	○	○	○
岩手県	○	○	○
宮城県	○	○	○
秋田県	○	○	○
山形県	○	○	○
福島県	○	○	○
茨城県			
栃木県			
群馬県	※	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県			
石川県	○	○	○
福井県			○
山梨県			
長野県	○	○	○
岐阜県	○	○	○
静岡県			
愛知県	○	○	○
三重県	○	○	○
滋賀県	○	○	○
京都府	○	○	○
大阪府	○	○	○
兵庫県			
奈良県			
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○	○	○
島根県			
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
計47都道府県	22	27	30
【政令市】			
札幌市		○	○
仙台市		○	○
さいたま市	○		
千葉市			
川崎市		○	○
横浜市	○	○	○
相模原市			
新潟市	○	○	○
静岡市	○	○	○
浜松市	○	○	○
名古屋市			
京都市			
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市			
岡山市			
広島市			
北九州市			
福岡市			
熊本市	○	○	○
計20政令市	9	19	14
計67都道府県・政令市	31	46	44

○=盛り込まれている。各教委の回答を基に作成。指針・計画のほか、通知などの文書も含む。
※は「全市町村で導入」と回答

都道府県・政令市 教委の半数 本紙調査

あった。出勤から退勤までの在籍時間に着目した教委も目立ち、福岡市は「これまでより1日あたり1時間短縮」、東京都は「週あたり60時間を超える教員をゼロに」とした。

一斉に出て行く。「どの仕事からするか、教員は普段からよく考えるようになった」という。

退勤が遅れないように、放課後は一定の時刻から留守番電話に切り替えるといった環境の改善も各地で進み、定時退勤日の実施はさらに拡大しそうだ。

定時退勤日

定時退勤日は、30都道府県と14政令市の計44教委が対策として示したが、実施回数には幅がみられた。

「週1日以上」(滋賀県)、「週1日以上」(北海道)などの2回以上(北海道)などのほか、岐阜県のように、午後6時までに退勤する日を毎月7回程度設けるよう呼びかけている例もあった。

学校閉庁日

学校閉庁日を盛り込んだのは、27都道府県と19政令市の計46教委。「夏3日、年末年始6日」(北海道)、「8月13、15日」(広島市)など、お盆や年末年始が多かった。この8月、名古屋市は平日の13、17日に設け、土日曜をあわせて最大9連休が可能になった。群馬、愛媛県のように、計画などには記載していないが、「全市町村で導入」と回答したケースもみられた。

平均勤務1日11時間

文部科学省の2016年度調査では、教員の平日1日あたりの平均勤務時間は11時間を超え、小学校で34%、中学校で58%の教員が「過労死ライン」とされる月80時間超の超過勤務を強いられている。

教員の働き方改革について議論を進めてきた中央教育審議会の特別部会は昨年12月、地域と連携して登下校の見守りや部活動指導といった業務の分担を進めるよう提言している。

文科省委嘱の学校業務改善アドバイザー、妹尾昌俊さんは、定時退勤日や学校閉庁日などの対策について、「限られた時間で仕事をこなすという意識改革につながる。教員が担う仕事の量や範囲の見直しとセットで改革を進める必要がある」と指摘する。

雇用者障害者
9/7

139人多く算出

県教委「指針を拡大解釈」

国のガイドライン（指針）に反して障害者手帳や医師の診断書を確認せず、障害者雇用数を実際より多く算出していた問題で、県教育委員会は6日、障害者雇用数について再調査した結果を公表した。今年6月現在で雇用している障害者数を492人（雇用率2・21％）としていたが、う

ち139人は手帳などが確認できなかった。再調査後の実雇用率は1・66％となった。県教委は、2005年に厚生労働省が指針を示す以前から、教職員から提出される人事資料に基づき障害者を把握。12年度からは全教職員に対し、書面による自己申告制で調査

再調査の結果、自己申告していた323人中118人、人事資料による計上をしていた47人中21人について手帳を確認できなかった。厚生労働省からの調査依頼の文書には05年以来、身体障害者について「原則として（中略）身体障害者手帳の等級が1級

から6級に該当する者」という文言が使われていたことから、県教委は行政職や小中学校教職員に対する調査で、1～6級に該当すると思われる場合は手帳を持っていないでも自己申告できる書式を使用していた。

県立学校教職員に対する調査は、手帳の所持が前提となる書式だったが、いずれも手帳の確認は行っていなかった。小沢健史教育総務部長は「幅広く把握しようと、指針を拡大解釈してしまった」と釈明した。

と達成できないまま推移し、達成したのは16、17年度（2・21％）のみだった。県教委は今後、指針に沿って障害者手帳などを必ず確認することにも、障害者雇用の推進にも努めていく考え。

小松弥生県教育長は「障害

のある生徒の就労を支援する教育委員会において、障害者の雇用状況に誤りがあったことは、県民の教育行政に対する信頼を損ねるものであり、誠に申し訳ございません」とのコメントを発表した。

（坂本圭）

手帳確認しづらい事情も

県教委が障害者雇用数を多く算出していた問題では、障害者手帳の確認について個人のプライバシーに踏み込めないという事情も透けて見える。小沢健史教育総務部長は「手帳を持っていることを知られたくない、障害があっても手帳を取りたくない」という職員からの声があった。障害があるという実態をもって障害者と捉えても、趣旨から外れないと考えた」と話した。

実際に、今回の再調査で手帳を確認できなかった139人の中には、手帳を持っていないが提出したくないという人もいたという。手帳の確認を要件とした厚生労働省の指針には、「見直す必要がある」との指摘もある。

また県教委の場合は、職員のうち9割が教員。教壇に立つ児童生徒を指導する教員という職業の性質上、障害のある教員希望者が少ないという事情もある。これまでは主に行政職や事務職員に障害者を雇用してきたが、総務課は今後はあらゆる職種で雇用に努めたい」としている。